

## 4 山形県子ども・若者育成推進本部設置要綱

制 定 昭和50年4月1日

最終改正 平成27年4月1日

(設置)

第1条 子ども・若者に関する行政施策を総合的、有機的に推進するため山形県子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 子ども・若者育成支援の基本方策の樹立に関すること。
- (2) 子ども・若者行政施策の総合的な企画、調整に関すること。
- (3) その他子ども・若者育成支援の推進に関すること。

(組織)

第3条 本部に、本部長、副本部長、委員及び幹事を置く。

- 2 本部長には副知事を、副本部長には子育て推進部長をもって充てる。
- 3 委員には、別表第1に掲げる職員を、幹事には別表第2に掲げる職員及び副知事の命ずる者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、本部長の命を受け基本的な事項について協議する。
- 4 幹事は、本部長の命を受け所掌事務について協議する。

(会議)

第5条 本部の会議は、委員会及び幹事会とし、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、特定の委員又は幹事による会議を開くことができる。

(事務局)

第6条 本部の事務を処理するため、子育て推進部若者支援・男女共同参画課（以下「若者支援・男女共同参画課」という。）に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局員を置く。
- 3 事務局長には若者支援・男女共同参画課長を、事務局員には若者支援・男女共同参画課の職員をもって充てる。
- 4 事務局長は、本部長の命を受け本部の事務を処理する。
- 5 事務局は、事務局長の命を受け本部の事務を処理する。

(その他)

第7条 この規定に定めるもののほか、本部の組織運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

別表第1

総務部長、企画振興部長、環境エネルギー部長、危機管理監、健康福祉部長、医療統括監、商工労働観光部長、農林水産部長、県土整備部長、総合支庁長、教育長、警察本部長
---

別表第2

人事課長、学事文書課長、企画調整課長、県民文化課長、情報企画課長、環境企画課長、くらし安心課長、子育て支援課長、子ども家庭課長、健康福祉企画課長、地域福祉推進課長、障がい福祉課長、産業政策課長、雇用対策課長、農政企画課長、農業技術環境課長、林業振興課長、管理課長、県土利用政策課長、村山総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課長、最上総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課長、置賜総合支庁総務企画部総務課長、庄内総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課長、教育庁総務課長、文化財・生涯学習課長、義務教育課長、高校教育課長、スポーツ保健課長、警察本部少年課長
--